

教育職員免許状（一種・専修）を 取得しようとする大学院学生へ

（１）一種免許状（学士の学位を基礎資格とする免許状）

一種免許状の必要単位を修得する場合、**学部開講科目**を修得する必要があります。学部と大学院との共通科目となっている科目の履修登録を行う際には**必ず学部の科目番号で登録してください**。大学院の科目として単位を修得した場合は教職科目として認定されませんのでご注意ください。

（２）専修免許状（修士の学位を基礎資格とする免許状）

専修免許状の必要単位を修得する場合、大学院開講科目を修得する必要があります。教職認定される科目は一部に限られますのでご注意ください。本研究科の教職認定科目表は、大学院係窓口にて閲覧ができます。

なお、本研究科では、博士課程において教職科目として認定されている科目はありませんので、博士課程進学後に専修免許状の必要単位の修得を希望している方は、十分ご注意ください。

不明なことがありましたら、本研究科大学院係窓口にてお問い合わせください。

平成 31(2019)年 4 月 1 日
人文社会系研究科大学院係